

制定 平成 9年10月 1日
改定 平成24年 1月18日
改定 令和 3年 4月23日

一般社団法人日本エアゾール協会

圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する自主基準

1. 目的

この基準は、高圧ガス保安法の範囲外であり安全規制がかからない圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾール製品（以下「当該エアゾール」という。）の技術上の基準を規定し、当該エアゾール（使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたものを含む。）の安全確保を図ることを目的とする。

2. 圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールの定義

容器に充填されている圧縮ガスの圧力によって、その容器又は他の容器に充填されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤など）を噴霧状、泡状、練歯磨状などに排出する製品における当該内容物。

3. 適用範囲

容器内の圧力が高圧ガス保安法第2条第1項の規定に該当しない、温度35度で1MPa（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）未満の圧縮ガスを使用した当該エアゾールに適用する。

参照；高圧ガス保安法第2条第1項

常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が1MPa以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1MPa以上であるもの又は温度35度において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

4. 当該エアゾールの噴射剤として用いることができる圧縮ガス

窒素、炭酸ガス、アルゴン、ヘリウム、圧縮空気、酸素及び亜酸化窒素等の単体又は混合ガスであること。

5. 製品基準

当該エアゾールは、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該エアゾールの製造には、毒性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）を使用しないこと。

ただし、ホイップクリーム類の噴射剤として用いる亜酸化窒素は、この限りではない。

参照：経済産業大臣が定める毒性ガス等（亜酸化窒素を噴射剤として充填することができる加工食品）製造細目告示第10条の3 一般高圧ガス保安規則第6条第2項第7号イ及びコンビナート等保安規則第5条第2項第4号イの経済産業大臣が定めるものは、ホイップクリーム類（乳脂肪酸を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料と

して泡立てたものをいう。)の噴射剤として当該ホイップクリーム類と同一容器内に充填する亜酸化窒素(食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)による成分規格に適合するものに限る。)とする。

- (2) 容器内容積は、30 mL以上、1,000 mL以下であること。
- (3) 温度35度において、内容物の容量が容器内容積の90%以下のものであること。
- (4) 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器(内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。)又は内容積220 mL以下の容器(ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したのものに限る。)に充填されたものであること。
- (5) 温度50度における容器内の圧力の1.5倍の圧力で変形せず、かつ、温度50度における容器内の圧力の1.8倍の圧力で破裂しないものであること。
ただし、圧力1.3 MPaで変形せず、かつ、圧力1.5 MPaで破裂しない容器に充填されたものにあつては、この限りではない。
- (6) 当該エアゾールを温度48度にしたとき、ガスが漏れないものであること。
ただし、内容物が温度に敏感で性能が劣化する場合については、代替検査方法で温度条件等について変更することができる。漏洩検査の代替検査方法を行う場合は、事業者独自の基準を定め、総合品質保証システムを有していなければならない。
- (7) バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。
- (8) 別表に掲げる当該エアゾールの種類に応じて、それぞれ、甲欄に掲げる表示すべき事項及び乙欄に掲げる表示すべき事項を表示すること。
- (9) 製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意を容器の外面に表示したものであること。

6. 付 則

- (1) 当該エアゾールの製造にあつては、この基準のほかに、消防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他の関係法規を遵守すること。
- (2) この基準の改廃は、理事会の承認を得て、且つ、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室に報告をしたうえで行うものとする。
- (3) この基準は、2021年(令和3年)4月23日理事会の承認以降に製造するものについて適用する。

以 上

当該エアゾール 容器の構造	当該エアゾール の種類	表示すべき事項	
		甲	乙
・使用中噴射剤が 噴出する構造 のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められるもの	火気と 高温に 注意	加圧されている製品のため、下記の注意を守ること。 1. 炎や火気の近くで使用しないこと。 2. 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 3. 温度が40度以上となる所に置かないこと。 4. 火の中に入れてないこと。 5. 使い切って捨てること。 ○○○○使用
・使用中噴射剤が 噴出しない構造のもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないもの		高温に 注意

甲欄に表示すべき事項	乙欄に表示すべき事項
○文字の大きさ 日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する12ポイント以上（ひらがなの部分にあつては6ポイント以上）	○文字の大きさ 日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する6ポイント以上
○火炎が認められるものは、当該枠内に赤地を設け、白色の文字で鮮明に表示する。	○枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示する。
○火炎が認められないものは、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示する。	○使用する圧縮ガスの種類は、黒色等の文字で表示する。

(注)：○○○○には、噴射剤の窒素、圧縮空気等使用しているガス名を表記すること。
ただし、高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第3号に基づく場合は、この限りではない。

(備考)

- (1) 火炎発生状態試験は、一般社団法人日本エアゾール協会策定「J I S S 3 3 0 1 エアゾール等製品の試験方法」によることができる。
- (2) 表示すべき事項の乙欄記載については、「エアゾール等製品の表示自主基準」Ⅲ. エアゾール等製品の表示要領の[乙欄の規定文の具体的な表示方法について]に準ずる。

(製造の許可について)

当該エアゾールの製造で、充填圧力が常用で1 MP a以上の圧縮ガスをガス充填機で充填するものは、「高圧ガスを使用した製造」を行うことになる。

製造設備に係る技術上の基準、製造の方法が経済産業省令で定める高圧ガス保安法の技術上の基準、細目告示の基準が適用され、関連の規定に適合しなければならない。

一般高圧ガス保安規則第6条関連及び第60条関連

液化石油ガス保安規則第6条関連及び第58条関連

コンビナート等保安規則第5条関連

高圧ガス保安法施行令関係告示第4条関連